福島県　富岡町
（コード　07543）

整理番号

普通徴収仕切紙

事業所名	

普通徴収が認められる理由

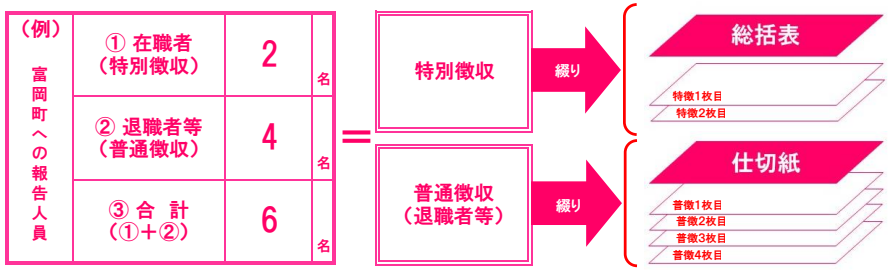
普通徴収の方がいる場合、下記の理由区分に○をつけて、該当欄に人数（CとFを除く）を記入の上該当する方の給与支払報告書（個人別明細書）をこの仕切紙の後ろに取りまとめてください。

理由区分	普通徴収が認められる理由	人　数
A	給与の支払いが不定期な者	名
B	他の事業所で特別徴収されている者（乙欄該当者）	名
C	事業専従者（給与支払者が個人事業主の場合）	
D	退職者または給与支払報告書を提出した年の5月31日までの退職予定者	名
E	毎月の給与が少なく個人住民税を特別徴収しきれない者	名
F	その他　具体的理由を記入 （　　）	名

【 重 要 事 項 】

※仕切紙がない場合は、全従業員が特別徴収の対象になります。
※普通徴収に該当する従業員の摘要欄に、上記理由区分Ａ～Ｅを記入してください。
※普通徴収の方がいる場合、必ずこの仕切紙により徴収区分ごとに分類していただきますようお願いします。

給与支払報告書の綴り方（例）



切り離してご提出ください

⑨ 給与支払報告書（総括表）

※提出期限　令和９年２月１日　必着

※種別	※ 指 定 番 号	※
特 徴		
普 徴		

富　岡　町　長

令和　　年　　月　　日提出

法人番号													

給与支払者の所在地	〒　－	事業種目	
		受給者総数	名
フリガナ		富岡町への報告人員	①在職者（特別徴収）　名
給与支払者の名称又は氏名			②退職者等（普通徴収）　名
			③合計（①＋②）　名
		町県民税を特別徴収する場合の納入書	必要 ・ 不要
代表者の職・氏名・印	印	給与支払報告書について	給与支払報告書の前職合算について
連絡者の所属・氏名・電話番号	TEL　FAX	事業所として他社分給与（前職等）を含めていますか？	はい　いいえ
会計事務所等の名称		摘要欄に他社分給与（前職等）の内容を記載していますか？	はい　いいえ
			上記の記載がない場合、他社分給与（前職等）は含んでいないものと判断します。

【　記載上の注意事項について　】

1　印字されている名称・所在地等に変更・誤りがございましたら**朱書き訂正**をお願いします。
2　**フリガナを必ず記入**してください。
3　所在地は登記上の住所をご記入ください。**書類の送付先が所在地と異なる場合は、任意の様式にてお知らせ**ください。
4　「給与支払者の個人番号又は法人番号」欄には、**給与支払者の個人番号又は法人番号を記載**してください。
5　「受給者総数」欄には、**1月1日現在において給与の支払いをする事業所から給与の支払いを受けている者の総人員を記載**してください。
6　「富岡町への報告人員」欄には、**富岡町における給与支払報告書（個人別明細書）を提出している者の総人員を記載**してください。

〒979-1192　福島県双葉郡富岡町大字本岡字王塚622番地の1
富岡町役場　税務課　課税係
電話（0240）22 － 2111（代表）

給与支払報告書に関連する変更点

1　特別徴収一斉指定について

平成26年7月、福島県地方税滞納整理推進会議本部会議において、福島県内の給与所得者の特別徴収推進のため、福島県と各市町村が一体となって、平成28年度から、対象となる給与支払者を特別徴収義務者に一斉指定することが決定しております。富岡町においては、平成31年度から実施しております。

2　電子申告での提出について

富岡町では、給与支払報告書（総括表・個人別明細書）の提出について、eLTAXを利用した電子申告による受付を行っています。また、給与支払報告書以外にも、次の個人町県民税の特別徴収に関する手続きについても受付を行っています。

○　給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書
○　普通徴収から特別徴収への切替申請書
○　特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書
○　公的年金等支払報告書（総括表・個人別明細書）

3　マイナンバー（個人番号）の記載について

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入に伴い、平成29年度より給与支払報告書の様式が変更となっております。該当する方は①～④の記載が必要になります。

①　給与等の支払いを受ける者（従業員）の個人番号
②　控除対象配偶者の氏名及び個人番号
③　扶養親族の氏名及び個人番号
④　給与等の支払いをする者（事業主）の個人番号又は法人番号

従業員の方に交付される通知カード又は個人番号カードにて従業員の方の個人番号の確認をお願いいたします。

切り離してご提出ください

令和9年度　給与支払報告書の提出について

【　提出上の注意事項　】

1　提出期限は以下のとおりです。必ず期限までにご提出ください。

〈紙で提出される場合〉　令和９年１月１５日（金）　必着

〈電子で提出される場合〉　令和９年２月　１日（月）　必着

2　**「総括表」を給与支払報告書の添書（表紙）として使用**しご提出ください。

3　特別徴収できない方がいる場合、**「普通徴収仕切紙」を使用し、必ず特別徴収と区分**してご提出ください。

4　在職者、パート、アルバイト、退職者等を含め、**令和8年中に給与等の支払いをした方全員**について、給与支払報告書を作成しご提出ください。

5　**給与支払報告書（個人別明細書）の提出は、1人につき1枚**でお願いします。

【　その他の注意事項　】

※1　給与支払報告書を**特別徴収で提出した後に、退職、転勤などの異動がありましたら、速やかに「異動届出書」を提出**お願いします。

※2　令和9年1月1日現在、富岡町に住所を有する該当者がいない、または廃業されている場合は、提出の必要はありません。

※3　会計事務所等に委託されている場合は、**必ず会計事務所等に総括表をお渡しください。**

〒979-1192　福島県双葉郡富岡町大字本岡字王塚622番地の1
富岡町役場　税務課　課税係
電話（0240）22 － 2111（代表）